

宮前区市民提案型総合情報発信事業審査要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、宮前区市民提案型総合情報発信事業（以下「提案型総合情報発信事業」という。）の選考を厳正かつ公平に行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）第9条の規定に基づき、事業の審査に関し必要な事項を定める。

(審査方法)

第2条 事業提案は、提案団体が提出する実施要綱第5条の各号に定める書類、審査委員会の内容により、審査委員会委員が次に定める審査基準に基づき採点するものとする。

(審査基準)

第3条 事業提案の評価は1委員あたり40点満点として、当該提案の審査に参加する審査委員会委員が審査基準に基づいて採点した評価点の合計を平均した点数により選考順位を決定し、結果を意見として区長に提出する。ただし、採点の結果、基準点（40点満点の6割）に満たない事業提案は選考しないものとする。なお、同点の場合は、各審査委員会委員と協議の上、会長が順位を決定する。

(関係審査委員会委員の除外)

第4条 第2条に規定する審査にあたり、審査委員会委員が提案団体と利害関係を有している場合は、当該委員を当該団体が提案した事業の審査から除くものとする。なお、利害関係を有している場合については以下のとおりとする。

- (1) 事業提案に何らかの形で審査委員会委員自身が参画する内容の記載があった場合
- (2) 審査委員会委員が提案団体に所属している場合
- (3) 審査委員会委員自身と提案団体との間に、過去5年以内に取引があり、かつ提案団体からその対価を審査委員会委員自身が受け取っている場合
- (4) その他特に区長が認める場合

2 審査委員会委員は、提案団体と利害関係を有している場合は、審査開始までに、書面で区長に報告しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営及び審査基準に関して必要な事項は会長が審査委員会に諮って定める。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、宮前区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。